

総合的な福祉法の制定まで待てません! 障害児・者の福祉・医療制度の緊急改善を求める 請願書にご協力ください!!

障害者、家族の生活実態を
早急に改善するための請願内容

天下の悪法「障害者自立支援法」は、今年の政権交代により「廃止」が決定しました。そして、現在、政府は、「障がい者制度改革推進会議」を設置し、国連・障害者権利条約の実効性ある批准に向けた国内法の総見直しをはじめ、自立支援法に代わる新法「障害者総合福祉法」(仮称)づくりを当事者参画の下ですすめています。しかし、新法の施工は3年近く先であり、このまま自立支援法の問題を放置したまま新法づくりだけをすすめることは許されません。

私たち障全協では、国に対し、新法制定を待たずに、自立支援法の抜本改善を強く要望し、次の事項を緊急に具体化することを求め国会請願にとりこんでいます。



1. 福祉・医療制度の利用料負担を完全撤廃
2. 現行の自立支援法の早急な見直しについて
 - ①自立支援医療についても低所得者の無償化を!
 - ②利用者負担の収入認定は、障害児者本人(個人単位)で!
 - ③地域生活支援事業の予算を増額し、低所得者の無償化を!
 - ④施設利用者の食費や個室利用料等の自己負担撤廃を!
 - ⑤障害程度区分によるサービス利用の制限撤廃
3. ヘルパー増員、生活施設・グループホーム等の増設等の基盤整備
(予算の大幅増額、報酬単価の引き上げ・日割り単価を月割り単価)
4. 障害者施策と介護保険制度を選択制できる仕組みに!
(介護保険の優先原則の撤廃)
これらのことは、自立支援法を改正しなくても必要な予算措置をとり、政省令や通知等を変更することで、十分見直しができる事項です。

しょうぜんきょう

障全協

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

〒169-0072 東京都新宿区大久保1-1-2 富士ビル4階

TEL.03-3207-5937 / FAX.03-3207-5938

HP:<http://shogaisha.jp/szk/> E-mail:shozenkyo@shogaisha.jp

署名とりくみ団体

